

令和6年 10月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	小坪 (小坪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地は、任意団体である集落営農と個人営農者が耕作している。今後も遊休農地化を防ぐため耕作を維持したいが、高齢化や後継者問題に不安を抱えている状況であることから、長期的に持続可能な営農組合の活動内容や担い手確保などの検討が必要である。
主な作物: 水稲、麦、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者の目処がない農家が多いため、今後、農地の適切な保全管理が困難となり遊休農地化する恐れがある。個人農家の自助努力にも限界があることから、個人農家は除草や水管理などできる限り自らの農地の保全に努め、個人で耕作できなくなった農作業については集落組織が担っていくものとする。また、高齢化による集落営農組織機能の低下を防ぐために、各農家の中から受託作業の担い手となる後継者の育成に努め、持続可能な地域農業を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手となる農家へ集約することを念頭に地域での合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の同意を得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、農地の大区画化、スマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内の担い手への集積を中心とするが、離農等により営農継続が困難となった場合、新たな集落外の担い手を確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の点検体制の充実をめざす。
③スマート農業について、導入効果や費用対効果などの検証を実施していく。
⑦担い手が耕作できない農地（住宅地周辺の小さな農地など）の管理については、多面的機能支払交付金による管理を行う。